

都市計画法第53条許可取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）

第53条における建築物の建築の許可（以下「53条許可」という。）について、許可の基準を明確にするために必要な事項を示すものとする。

(対象区域)

第2条 53条許可の対象区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 法第11条に定める都市施設の区域

(2) 法第12条に定める市街地開発事業の施行区域

(対象区域内における許可)

第3条 前条に示す区域において許可する建築物は、法第54条に規定する許可基準内とする。ただし、次の各号に掲げる建築物を建築する際は、特例の許可を行うことができる（土地区画整理事業を施行すべき区域内で、かつ、都市施設の区域内における建築物の建築を除く。）。

(1) 都市計画道路または都市計画公園の区域内の建築物で、その建築物が都市計画道路または都市計画公園の区域の内外にまたがらない場合は、次に掲げる要件にすべて該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるもの。

イ 当該区域の事業が近い将来見込まれていないこと（都市計画道路については優先整備路線外、都市計画公園については優先整備区域外）。

ロ 市街地開発事業（区画整理事業、再開発事業など）等の支障にならないこと。

ハ 主要構造部が、木造または鉄骨造であること。

ニ 階数が3、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。

(2) 都市計画道路または都市計画公園の区域内の建築物で、その建築物が都市計画道路または都市計画公園の区域の内外にまたがる場合は、都市計画道路または都市計画公園の区域内となる部分が法第54条の許可基準もしくは前号の要件をすべて満たし、かつ、建築物が将来において、当該部分を分離することができるよう設計上の配慮をしていること（ただし、当該部分を除却後の建築物の主たる機能に支障を来たさないものに限る。）。

付 則

この基準は、平成19年7月5日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。